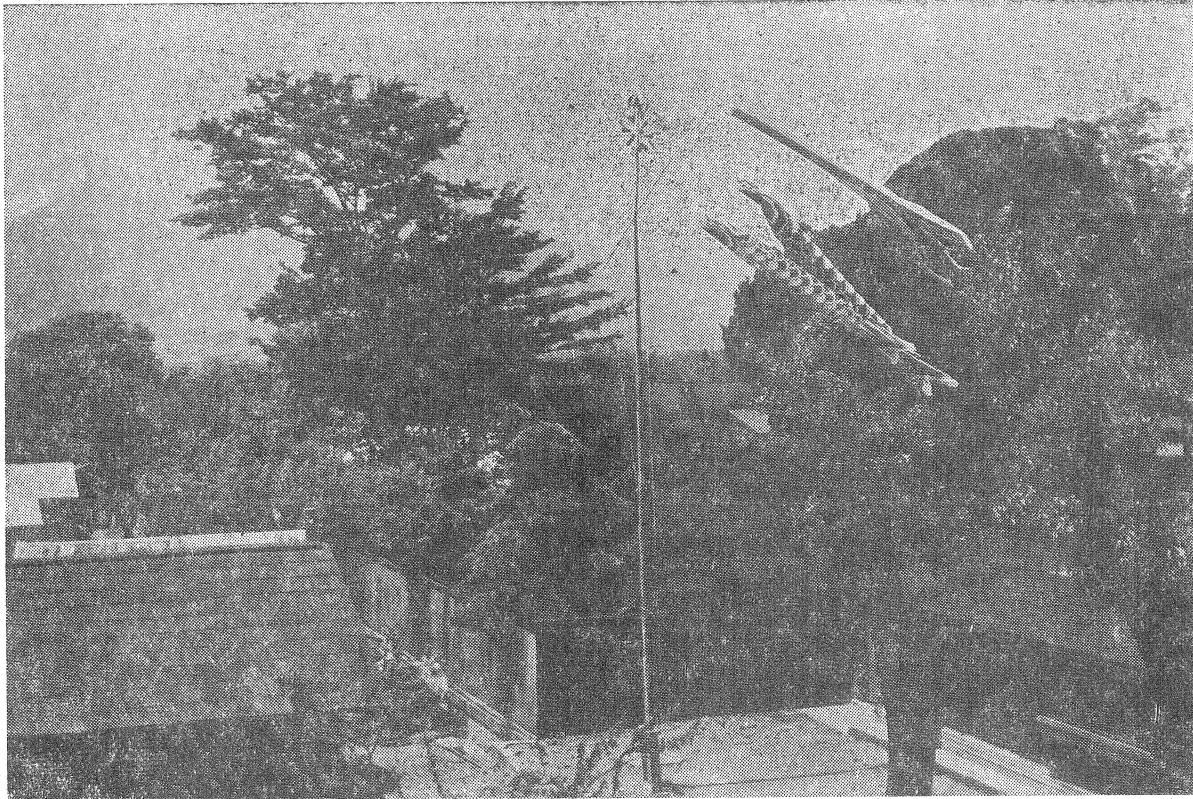


昭和40年6月20日

むつ市政だより

昭和40年6月 第6号
発行所 むつ市総務課広報文書係



新構想で市民体育大会

7月17、18日陸上など10種目

第五回むつ市民体育大会は、来る七月十七日(土)十八日(日)の二日間、田名部高校を主会場に次のとおり開くこととなりました。今年の大会は、これまでの四回の大会を充分反省し、スポーツの祭典にふさわしい内容と方法を折り込んで実施することになりましたので多数の参加と声援をお願いいたします。

市民体育大会要項

◎総則

主催 むつ市教育委員会、むつ市連合PTA、むつ市商工会、むつ市連合青年団、むつ市体育協会

種目と期日

陸上競技、バレーボール、卓球、ソフトボール、バトミントン、庭球、相撲、剣道、バスケツトボール、軟式野球

七月十七日(ソフトボール、バスケツトボール)

七月十八日(野球を除く全種目)

七月十日、十一日(軟式野球)

会場

各種目とも田名部高校及び田名部中学校、野球は市営球場と大平小学校

競技のやり方

競技は総合種目と一般種目に分け、総合種目は総合優勝制、一般種目は種目ごと優勝制とする。

総合種目とチーム編成

総合種目は小学校の部中学校の部、一般の部に分かれ、小学校の部は陸上競技

一種目、中学校の部は、陸上競技、バレーボール、卓球、バスケツトボールの四種目で、

各小、中学校ごとにチームをつくり小、中学校の対抗競技とする。

一般の部は、陸上競技、バレーボール、卓球、ソフトボールの四種目で次による区域でチームをつくりその対抗競技とする。

一、第一田名部小学校学区チーム

二、第二田名部小学校学区チーム

三、第三田名部小学校学区チーム

四、大湊小学校学区チーム

五、大平小学校学区チーム

六、城ヶ沢、角違小学校学区チーム

七、第二田名部中学校学区チーム

八、第三田名部中学校学区チーム

九、海上自衛隊チーム

十、航空自衛隊チーム

十一、むつ市金融団チーム

十二、むつ市役所チーム

一般種目とチーム編成

一般種目は、バドミントン、庭球、バスケツトボール、相撲、剣道、軟式野球の六種目で、チームのつくり方は、それぞれの種目で定める。

参加資格と制限

一、むつ市民であること
二、出場は、学校の児童生徒は所属学校、一般は居住地域を基準とする。但し学校教職員は勤務校を基準とする。職場勤務者は所属職場を基準にするが、居住地域が優先する。一般種目はその種目で定める。

三、出場は一人二種目以内但し同じ日に開かれる種目は兼ねられない。

四、ここに定めた以外の制限は、それぞれの種目で定める。

総合種目のチーム編成に

まとめ

小学校、中学校はそれぞれの学校でまとめる。

一般は各学区PTA(一小学区は一小PTA、二小学区は二小PTAというように)でまとめる。職場はその職場でまとめる。

総合種目のチーム編成の

ところに書かれていない職場で総合種目に出場したい職場は、総合の全種目に参加することを条件に認める

一般種目のチーム編成に

まとめ

一般種目は、その種目の参加区域ごとにまとめる。

採点、表彰

略す

◎各種目の実施要項

陸上競技

一、競技総則

小学校、中学校、一般(全日制高校生を含む)に分けて行なう。

二、チーム編成

小学校は、学校の規模に応じて三つのグループに分け、グループごとに競技を行う。

チーム編成は、各学校ごとに一チーム以上の編成、但し、大規模小学校四校は二チーム編成

一般はさきに記したチーム編成区画(学区と職場)ごとに一チーム編成

三、競技種目

△小学校

一〇〇米、二〇〇米、進級リレー、男子八〇〇米リレー、女子四〇〇米リレー
△中学校

二〇〇米、四〇〇米、八〇〇米、二〇〇〇米、(以上男子)

一〇〇米、二〇〇米、(以上女子)

進級リレー、男子八〇〇米リレー、女子四〇〇米リレー

△一般の部

(男子種目)

六〇米 四〇才台

六〇米 五〇才以上

一〇〇米 二五才〜二九才

一〇〇米 三〇才〜三四才

二〇〇米 三五才〜三九才

二〇〇米 二〇才未満

四〇〇米 二〇才〜二四才

八〇〇米 年令制限なし

〃 〃

各一人ずつ

一五〇〇米、五〇〇〇米、

年令制限なし、人員制限なし

〃 〃

(女子種目)

一〇〇米 二五才未満

一〇〇米 二五才以上

二〇〇米 年令制限なし

各一人ずつ

(リレー種目)

男子年代別六〇〇米リレー

女子四〇〇米リレー

男女混合六〇〇米リレー

壮年四〇〇米リレー

(レクリエーション種目)

スプリンレース(女子)

障害レース(男子)

びんつりレース(男子)

タバコリレー(男子)

(オープン種目)

宝さがし

四、参加資格と制限

出場は一人二種目以内(リレーを含み、レクを除く)

要項に違反したときは違反者の出場した種目を失格

させる。

高校生は一般とみなし、
居民住地域からの出場を認
める。

中学校内及び一般の部は
レク種目を除きスパイクの
使用を認める。

六、その他

省略する

バレーボール競技

一、競技総則

中学校及び一般に分け、

中学校は男女別に、一般は
男子だけを行なう。

二、チーム編成

チーム編成は、総合種目
チーム編成基準による。

各チームとも、監督一名
選手一二名で編成する。

三、競技方法

中学校、一般とも九人制
を採用する。昭和四十年
度日本バレーボール協会規
則に準ずる。

但し、チエストップス、平手
のアンダーパス、タッチは
認めない。ネットの高さ、
コートの高さは、一般は
高校男子用、中学校は中
学校用とする。

四、参加資格と制限

一般は過去において郡大
会以上の大会に参加した選
手は一チーム三名以内とす
る。

全日制高校生は参加でき
ない。但し定時制は参加を
認めるが、郡大会以上の大
会に参加した制限選手とみ
なす。中学校は一切制限し
ない。

卓球競技

一、競技総則

競技は団体戦と個人戦に
分け、団体戦は中学校の部
一般の部とし、個人戦は中
学校の部(男女別)、一般
の部(年代別、男女別)と
する。

二、チーム編成

団体戦におけるチーム編
成は中学校、一般とも総合
種目チーム編成基準による

一般の部は監督一名、選
手五名(二九才以下三名、
三十才以上二名、男女不問
)で編成し、中学校の部は
監督一名選手七名(男子四
名、女子三名)で編成する

三、競技方法

団体戦はオーダーに従つ
て行なう。

個人戦の中学校は男女別
に分け、一般は二九才以下
男子、三十才台男子、四十
才以上男子、女子に分けて
行なう。

団体戦に出場した選手で
も、個人戦に出場もること
ができる

使用球は中学校の部は硬
式 一般の部は軟式とする
各試合ともトーナメント
で行ない、団体戦は最後ま
で試合を行なう。

ルールは日本卓球協会制
定の規則に準ずる。

四、参加資格と制限

定時制生徒は一般とみな
し、出場を認める。

ソフトボール競技

一、競技総則

競技は一般男子とする。

二、チーム編成

チーム編成は総合種目チ
ーム編成基準による。

各チームとも監督一名、
選手一三名以内で編成する

三、競技方法

試合はトーナメント七回
戦とし、四回攻守完了後二

〇点以上の差がついたとき
はコールドゲームとする。

選手はスパイクの使用及
び素足は禁止する。

バットは日本ソフトボー
ル協会公認のバットを使用
し、用具は各チーム持参の
こと。

四、参加資格と制限

試合には次の年代の選手
が常時出場していなければ
ならない。

三〇才以下 五名
三一才以上 四名

但し、うち一名は、職場
は職場長(課長以上)、学
区チームはPTA幹部(部
長以上)又はこれに準ずる
者を出場させること。

三〇才以下の選手が足り
ない場合には、三一才以上
の選手をあてることができ
る。

バスケットボール競技

一、競技総則

競技は中学校男子、一般
男子に分けて行なう。

二、チーム編成

中学校男子は総合種目チ
ーム編成基準(中学校単位
)により監督一名、選手一
二名以内で編成する。

一般男子のチーム編成基
準は職場、町内、その他自
由とし、監督一名、選手一
二名以内で編成する。

三、競技方法

オープンによるトーナメ
ント法を採用する。但し、
中学校の出場チームが四チ
ーム以下の場合にはリーグ法
とすることもあつる。

ルールは昭和四十年
度県協会登録選手は一チ
ーム二名以内とする。

四、参加資格と制限

一般男子は、昭和四十年
度県協会登録選手は一チ
ーム二名以内とする。

剣道競技

一、競技総則

競技は団体戦と個人戦に
分け、団体戦は中学校の部
高校の部、一般の部とし、
個人戦は、小学校の部、中
学校の部、高校の部、一般
の部とする。

二、チーム編成

一般の部はA組(有段者
)、B組(無段者)に分け

各組ごとに監督一名、選手
三名で編成する。

中学校及び高校の部は監
督一名、選手五名、補欠一
名で編成する。

チーム編成は、一般の部
は職場を基準とする。但し
職場だけで選手構成ができ
ない場合は主管団体が認め
た場合に限り、地域(町内
等)で参加することができ
る。

海上自衛隊は、各部隊別
をもつて編成基準とする。

三、競技方法

△団体戦

一般の部はA組、B組に
分けて行なう。但し、A組
で有段者が揃わない時は無
段者をあてることができ
るA組に出場した無段者はB
組に出場できない。

中学校及び高校の部は選
手五名によつて行なう。

△個人戦

一般の部は有段者と無段
者に分けて行なう。

高校の部は各チーム五名
以内中学校の部は七名以内
の選手で行なう。

小学校の部は個人戦だけ
を行なう。

試合はトーナメントで行
なう。

但し、高校の団体戦はリー
グ法とすることもあつる。

試合時間は四分間とする
但し、個人戦に限り二分間
を限度として延長すること
もある。

勝負は三本勝負とする。

団体戦における勝敗の決
定はつぎのとおり

二本勝、一本勝、引分け
個人戦は二本勝、一本勝
判定勝により勝者を決し、
引分けは行わない

四、参加資格と制限

三段以下であること

五、その他

競技の用具は各自が持参すること

バドミントン競技

一、競技総則
競技は団体戦と個人戦（第一部、第二部、女子）に分ける。

二、チーム編成
団体戦におけるチーム編成は職場、町内、その他自由とし、男子二名、女子二名以上で編成する。
一職場一町内で二チーム以上編成してもよい。

三、競技方法

団体戦、個人戦ともトーナメント法で行ない。団体戦は三点先取をもつて勝とする。

団体戦における同一選手の単と複又は混合の重複出場を認める。但し二種目以内

個人戦における第一部は以前に学校その他で正式にバドミントン競技を行なったことがある者とし、第二部は一部以外の者とする。女子は区別しない。
ルールは日本バドミントン協会規則に準ずる。

四、参加資格と制限
総則で定めるほか、児童生徒は参加できない。

庭球競技

一、競技総則

競技は中学校団体戦 高校男女別個人戦 一般男子（三五才以下）、壮年男子（三六才以上）個人戦とする。いずれもダブルス。

二、チーム編成
チームは町内部落、職場を基準として編成することを原則とする。

中学校団体戦におけるチーム編成は男子四チーム（八人）、女子一チーム（二人）、計五チーム（二〇人）とする。

高校は学校ごとにチームを編成し、男女何チーム出

場してもよい。但し三年生同志はチームを組まれない

三、競技方法

出場チームが各種目四チーム以下の場合（中学校は四校）はリーグ法によつて競技を行ないほかはトーナメント法による。

試合は五セットとするか準決勝、決勝は七セットとする。

ルールは日本庭球協会規則に準ずる。

四、参加資格と制限

各種目とも、東北以上の規模の大会に出場した者は県大会以上の大会に出場した者とチームを組んで参加できない。

相撲競技

一、競技総則

地区別対抗団体戦及び個人戦

二、チーム編成

団体戦におけるチーム編成はつぎのとおり

- ①田名部町内 ②田名部部落 ③大湊（総監督部職員含む） ④自衛隊（隊員だけ）

各チームとも監督一名、選手七名以内で編成する。

三、競技方法

団体戦は五名の選手によりオータリーに従つてリーグ戦を行なう

個人戦は第一部（登録選手）第二部（無登録選手）に分けて行う

個人戦はトーナメントで行うがリーグ法に切替えることもある。ルールは日本相撲連盟規則に準ずる。

四、参加資格と制限

団体戦は昭和四十年年度県協会登録選手の参加は二名まで。

個人戦第一部は資格を一切制限しない。

五、その他

中学校、高校生はオーブ

ン参加を認める。

軟式野球競技

一、競技総則

競技は第一部（登録選手）第二部（登録以外の選手）に分けて行う。

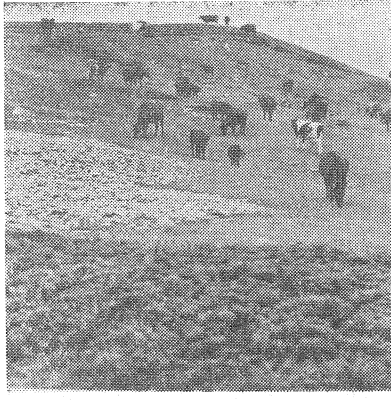
二、チーム編成

チーム編成の区画は次のとおり、各区画何チーム出場してもよい。

- ①大平小学校学区 ②大湊小学校学区 ③大湊西通地区 ④柳町以北 ⑤田名部新町以南 ⑥小川町以西 ⑦本町明神町 ⑧横迎町以東

第一部は連盟登録で行なう
と
三、競技方法
トーナメント七回戦とし準決勝までの試合で五回攻守完了後、十以上の点差のときはコールドゲーム、使用球は国際ボールA号、ルールは昭和四十年年度日本軟式野球連盟規則に準ずる
四、参加資格と制限
第二部は各チームとも次の年代の選手が常時出場しなければならぬ。
◎三十才以下 三名
◎三十一才〜四十才 三名
◎四一才以上 三名

栴山市営牧場開設



昨年栴山地区に市営牧場を開設、農家のみなさんに利用していただきましたが、今年も五月十日から放牧を始めました。農家のみなさん飼育努力をばくするためにも大いにご利用ください。ご利用希望者は市農林商工課までお申し込みください。

お知らせ

▲同居人あての郵便物には肩書を。

アパート・下宿・借間・同居などされている方が郵便をお出しになる場合はご自分の住所にアパートのお名前・同居先・下宿先などの世帯主の氏名を必ず肩書きして下さい。

す郵便には必ず同居先を肩書きとすようにして下さい。
▲表札や受箱をお忘れなく郵便物をまちがいでなく確実に、表札と受箱をぜひお備え下さい。

また、これらの方々に

東北ポルト大会近づく

地元優勝も夢でない

わがむつ市の芦崎内港が全国的にも優秀なポルトの競漕場だということになって、来年は全国高等学校のポルト大会が開催されることは、新聞などで市民の皆さんもよく知つて居ることと思つて居ますが、そのことは、すでに全国に報じられ参加しようとしている全国の約一〇〇校では、むつ市の気候とか、食糧事情とか民情など、資料を集めて研究しているようであります

出身地の後輩たちを迎える方もあると思つて居ますが、よくめんどろをみてやると共に大いに応援して勝たせてやつていただき度いと思つて居ます。

さてこの大会の参加クルーは、大体六月二十三日頃からどしどしむつ市に來ます市では大湊駅前に案内所をつくつて、地理の案内、旅館の案内などをします。旅館の玄関には宿泊するクルーの名を表示しておきます

その日から二日位最後の練習をして調子を整います。この間旅館を訪ね大いに激励しても構えませんが、あまり馴れないものをごちそうして、腹痛など出さないようにしましょう。

いづれにせよ、選手達は病気になるはず、地元の市民は非常災害などに充分注意して、めいわくをかけることのないよう念には念を入れましょう。

昭和四十年年度の東北ポルト大会は、そのような事情を反影して「そんなによいところならば非むつ市でやろう」という話し合いで決まつたもので、その期日も六月の二十六日と二十七日の二日間、もうすぐそこまで来ているわけです。

参加を予定されているクルーは、(秋田県)本荘高校、秋田高校、秋田大学、秋田石油化学、国鉄土崎工機工本荘艇友会、三伝商事KK(新潟県)新潟大学、新潟高校、佐渡高校、両津高校、新潟南高校、新潟明訓高校、両津市役所、沼葉高校、(福島県)会津高校、喜多方高校、同商業同工業、耶麻高校、福島大学、東北電力猪代、(宮城県)東北高校、塩釜高校石巻工業、仙台第一、仙台第二、飯野川高校、東北大学、(岩手県)山田高校等で一般、大学高校合せて約三十グループ二六〇名から三〇〇名の選手が来る

ことにあります。

市民のみなさんの中には、

会はこのフィクツスと、もう一つナツクルフオーというのがあります。

これは長さが十米七〇、重さ一三〇キロで四人乗り、一、〇〇〇米の速さが大体四分位です。

今までの成績を見ると、秋田県と福島県が強いのですが、地元大湊高校、田名部高校、むつ工業高校にも優勝のチャンスはあります。

伝統的な学校が必ずしも勝つと云え切れないところにポルト競技の面白さがあります。

地元ではオリンピック東京大会の強化コーチ北川喜一郎先生のコーチで基礎をつくり、この冬期間を寒さにめげず鍛えてきたのです。必ずや市民の皆さんの期待にこたえてくれるものと思つて居ます。

この大会を迎えるむつ市実行委員会では着々に準備を進め、すでに審判員の講習会も中央の講師を迎えて開催しました。

あとはコースを設定して競技を行うばかりであります

そこで市民のみなさんに特に次ぎの点でご協力をお願いいたします。

①むつ保健所からも注意があると思つて居ますが犬の放し飼いはやめましょう。

犬は見知らぬ人にほえたりとびかかつたりする習性があります。

もし選手を傷つけたりしては非常な不名誉なことになります。

②選手達には市内に知人や親類がたくさん居ると思つて居ますので、いつこどを歩くかも知れません。

むつ市はきたないとか、むつ市民は衛生觀念がなく文化的でない、など、お互いに言われたくありません。

道路や家のまわりをきれいにし、さすが日本有数のポルト場を持つ会場地にふさわしい市民だと云われたいと思つて居ます。

③家庭内の誰彼と言わず、職場内の誰彼と言わず、美化運動を推し進めましょう。

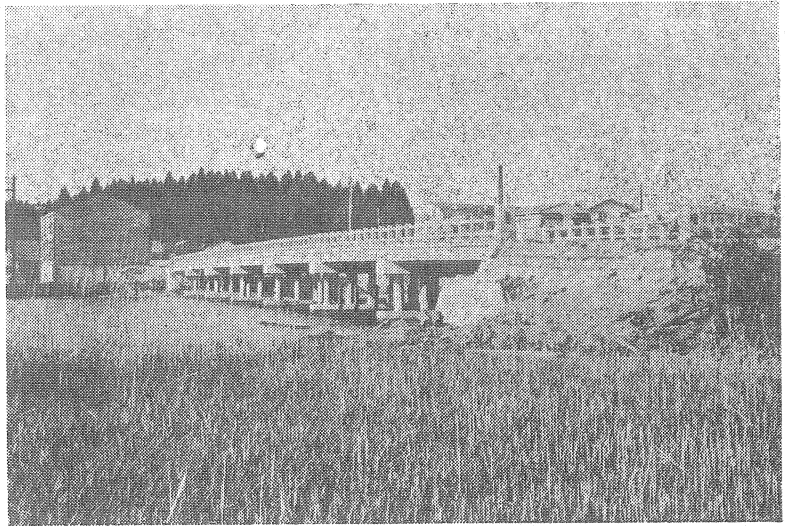
奨学生募集

応募資格 むつ市に居住するもの子弟で高等学校又はそれ以上(工専、大学、大学院)の学校に在学中のもの

提出書類 1むつ市奨学生志望願書(用意してある)、2家庭事情調査(用意してある)、3履歴書、4戸籍とう本、5在学証明書、6学業成績証明書、7身体検査票

しめきり 昭和四十年七月二十日

連絡、申込先、むつ市教育委員会(市役所二階) 電話六六〇番の二五三



大瀬橋竣工

金谷、緑町市管住宅を結んで田名部川にかかつていた海軍橋はずいぶん永い間オンボロ橋として渡る人達のきもを冷したり話題の種にされたりして親しまれま

したが、昨年十月、永久橋として設計、工事費九百五十万円でこのほど竣工大瀬橋と名づけました。橋の長さ十は七二米巾は五・五米で長さでは市道で一番長い橋です

ちよつとした話題

本年五月一日現在で、むつ市に本籍を設けている戸籍数は一〇、四四六に及びますが、このうち一番多い姓は、なんだとお思いですか。つぎの①の表は、頭に同じ「か」の字のつく姓がいくらかあるか「た」の字のつく姓がいくらかあるかをあ

予想以上あることに気がつかれると思います。また②の表は、多い姓と、その数をあわしたもので、これによりますと、一番多い姓は「佐々木」で、三四八戸籍もあることになりま

はいかがでしょう。

(市民課)

②同姓ベスト10

1	佐々木	348	戸籍
2	工藤	304	〃
3	中村	301	〃
4	菊池	251	〃
5	畑中	197	〃
6	山本	184	〃
7	柳谷	169	〃
8	斉藤	167	〃
9	斎祐川	164	〃
10	杉山	124	〃
~~~~~			
11	佐藤	122	〃
12	木村	119	〃

### ①姓の頭字の読みが同じもののベスト10

1	かの部	84	種類
2	たい	82	〃
3	いお	74	〃
4	しあ	66	〃
5	なな	62	〃
6	ささ	55	〃
7	まま	55	〃
8	ささ	53	〃
9	まま	47	〃
10	みみ	46	〃

## 国鉄の第三次長期計画について

市民の皆様、国鉄では昭和四十年より向う七年間に総額二兆九千七百二拾億円を投資して、全国的に輸送改善を図る第三次長期計画がいよいよ四月一日からスタートしました

は身にかかる火の粉を振り払うギリギリの投資であり、一歩も後へ引けない実情です。幸い本計画は政府承認のもとにスタートできましたが、必要とする資金は全部国鉄が負担しなければなりません国鉄が企業体として発足してからは経費は全部国鉄の収入でまかなわなければなりませんので第一次第二次それとこの度の第三次長期計画と莫大な借金をしたのです。

第三、全国の主要幹線を複線化、電化して輸送力の増強を図る。一兆五千五百億円  
(その他の九千九百八拾六億円)  
という三本の柱から成っており、これに重点投資することにになりました。この計画は、国鉄として

これは国民の皆様、安全で速く、しかも快的な旅行をしていただくためです百年を迎えようとする国鉄が過去の歴史で示したと同様、国の動脈としての使命を十分果せるよう市民の皆様のご協力とご理解をお願いいたします。  
国鉄東北支社広報推進員 田名部駅助役 佐藤秀一

# 「むつ市消防団 組織の体質改善」

相坂団長以下団員日ごろの団結と協同精神を結集發揮した昭和四十年定期観閲式は去る五月五日盛大に行われました。

これを契機に新市発足以来の懸案でありました市消防団分団の統廃合が行われたのでその内容をお知らせいたします。

なおこの大きな統廃合がスムーズに行なわれたことにつきましましては  
市民各位はもとより市消防関係機関のご理解あるご協力の賜と深く感謝いたします。

統廃合の目的は

- ① 消防体制組織の強化
- ② 消防団員の消防階級準則一部改正に伴う人事配置
- ③ 消防団員定員数の適正化
- ④ 指揮命令系統の強化
- ⑤ 広域消防行政の運営拡充

以上のとおり消防力強化拡充に重点を置いた次第であります

組織においては旧来の二十ヶ分団を七ヶ分団にしたこと及び工作分団を廃したこと。本分団を団本部と改めたこと。

## 『むつ市消防の強力体制』

次に各分団の管轄区域は(別表のとおり)

第一分団は(旧一分団、二分団の管轄区域に恐山地域を含む)

第二分団は(旧三分団、四分団の管轄区域)

第三分団は(大字大平全地域)

第四分団は(旧大字大湊全地域)

第五分団は(大字奥川及び中野沢全地域)

俗称南通地区とも言っております。

第六分団は、(大字関根全地域)

俗称北通り地区とも言っております。

第七分団は、(大字城ヶ沢全地域)

俗称西通り地区とも言われております。

以上のとおり七地区をもつてそれぞれ管轄区域としたのであります。

次に人事配置でありますか  
消防団員の階級準則一部改正に伴い新たに副分団長という階級ができましたので、これが任命配置を行ったのであります。(別表のとおり)

団本部に配属されている分団長、副分団長階級の呼称は、職名として、団付長副団付長とし各分団配属の方はそのまま、階級名で呼称すること、いたしました。

次に各分団の消防ポンプ車は、消防団配属全車輛に一号車から二〇号車まで一連番号を附しました。従つて各分団には二台乃至四台宛配属しておりますので、消防ポンプの呼称は「第一〇分団〇号車」となるわけです。

次にポンプ置場の名称はその地域名を入れることに致しました。

(例)「むつ市消防団、第六分団浜関根屯所」  
次に定員数の適正化についてであります、従来五九五の定数を五三三名に削減したのであります、前述のとおり決して人員数を減らしたからといって従来の消防力が減退するのではありません、その内容とも充実に参るものであります。

以上のとおり消防団の統廃合実施について概略お知らせ申し上げます。

何とぞ日増に複雑にしてしかも困難な火災が様々な原因で発生しつゝ、あります各町内、部落会のみならず地域ぐるみで「火防」と「事故防止」に御協力願います。

消防本部(署) 〓

(別表)

分団名	配属車輛番号	分団長及び副分団長の配置	消防ポンプ置場の名称	管轄区域
第1分団	第1号車 第2号車	分団長 副分団長	消防本部(署)内	小川及び北東部川名田全地域
第2分団	第3号車 第4号車	分団長 副分団長	同上	小川及び西南部川名田全地域
第3分団	第5号車 第6号車	分団長 副分団長	むつ市消防団第3分団一本松屯所 〓 第3分団新町屯所	大字大平全地域
第4分団	第7号車 第8号車 第9号車	分団長 副分団長	第4分団上町屯所 〓 第4分団川守屯所 〓 第4分団宇田屯所	大字大湊全地域
第5分団	第10号車 第11号車 第12号車 第13号車	分団長 副分団長	第5分団近川屯所 〓 第5分団奥内屯所 〓 第5分団浜奥内屯所 〓 第5分団中野沢屯所	大字奥内及び中野沢全地域
第6分団	第14号車 第15号車 第16号車 第17号車	分団長 副分団長	第6分団関根屯所 〓 第6分団浜関根屯所 〓 第6分団川代屯所 〓 第6分団鳥沢屯所	大字関根全地域
第7分団	第18号車 第19号車 第20号車	分団長 副分団長	第7分団城ヶ沢屯所 〓 第7分団泉沢屯所 〓 第7分団角連屯所	大字城ヶ沢全地域

# 恐山行バス開通

日本三大霊場として神秘さ素朴さが最近観光面でも高く評価され年々観光客の数も増えてきている恐山の



山開きは去る五月十日関係者が集まつて行われ同時にバス開通式も行われた。バス運行時間は次のとおりです

## 恐山線

停留所名	1	2	3	4	5	6
田名部	8.20	9.00	10.50	12.50	14.00	17.40
田名部駅前		9.10	11.00		14.10	17.45
二又	8.30	9.20	11.10	13.00	14.20	17.55
山	9.10	10.00	11.50	13.40	15.00	18.35
運行期間	7月1日 10月31日	5月10日 11月10日	6月1日 10月31日	7月20日 8月31日	5月10日 11月10日	7月20日 8月31日

停留所名	1	2	3	4	5	6
恐山	9.30	10.10	12.20	14.00	16.00	18.40
二又	10.10	10.50	13.00	14.40	16.40	19.20
田名部	10.18	10.58	13.08	14.48	16.48	19.28
田名部駅前	10.20	11.00	13.10	14.50	16.50	19.30
運行期間	7月1日 10月31日	5月10日 11月10日	6月1日 10月31日	7月20日 8月31日	5月10日 11月10日	7月20日 8月31日

昭和39年度相談種別経過取扱件数表

相談種別	生活苦の相談	仕事の相談	住宅の相談	健康(医療)の相談	家庭不和の相談	結婚相談	児童相談	教育相談	老人問題の相談	法律相談	苦情相談	土地相談	その他の相談	合計
相談経過	11	9	2	7	16	13	4	8	2	8	3	8	2	121
適切な機関を紹介したもの	11	9		1	7		4	2	1	4	1	3	1	44
直ち解決したもの	12	6	2	6	9	13		6	1	4	1	5	1	76
継続指導して解決したもの											1			1
継続指導中のもの														

## 行政相談員がかわりました

行政管理庁青森行政監察局むつ地区担当の行政相談委員であつた佐々木盤夫氏が都合で辞職されましたので、後任に渋谷多一郎氏が就任しました。

これからの相談ごとは、次の要領で行われますからご留意下さい。

◎受付の場所  
むつ市大字田名部字杉林五六の六(俗称小川町)

## むつ市心配ごと相談所開催状況

むつ市社会福祉協議会では毎週水曜日午前九時から午後九時迄むつ市集会所において心配ごと相談所を開催しています。昭和三十九年度の開催日数は五十日で取扱件数は一二一件ありました。其の相談種別は次の表の通りであります。心配ごと相談所はどなたでも、また、どんな心配ごとでも気やすく相談できますどうぞご利用ください。

むつ市社会福祉協議会

### ◎受付の日時

毎月第一日曜日、第三日曜日の正午から午後五時までとなつています。ただし急を要するときは、この日時にかかわらず自宅または渋谷行政書士事務所(田名部字小川町)で取り扱われます。

### ◎取り扱う相談の内容

一、国が行う行政事務の運営や措置等についての意見、要望、苦情  
二、その他、他の相談機関で取り扱わない事件